柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる時、医師や柔道整復師の診断又は判断により、健康保険が『**使える場合**』と『**使えない場合**』があります。

柔道整復師へのかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。

1．健康保険が使えます※

○急性・亜急性の外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）

○骨折・脱臼（応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。）

2．健康保険は使えません※

× 日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
× スポーツなどによる筋肉疲労
× 病気（神経痛・ヘルニア・五十肩など）
× 脳疾患後遺症などの慢性病
× 慰安目的のマッサージ代わりの利用
× 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷。

※医師や柔道整復師の診断又は判断によります

整骨院・接骨院にかかる場合の注意事項

1．負傷の原因を正しく伝えましょう

上記のように健康保険の対象にならない場合もありますので、何が原因で負傷したのかを正確にきちんと伝えましょう。

2．療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名または押印しましょう

療養費支給申請書は負傷原因・負傷名・日数・金額をよく確認し、署名しましょう。

3．領収書の無償交付が義務付けられています

領収書は、必ずもらいましょう。金額などに相違があれば、「協会けんぽ」までご連絡ください。

4．治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

[redacted]